

Q1. 家族で複数の対象製品を一度に購入し、レシートが1枚にまとまっています。この場合、家族それぞれで申請できますか？

A1. はい、可能です。 ご家族の方がそれぞれ申請者となり、個別に申請手続きを行ってください。その際、皆様が同じレシートの画像（またはコピー）を提出することになりますので事務局側で、1枚のレシートに対して同一名義・同製品で申請していないかを確認します。

Q2. 申請は「1人1台1回限り」とのことですが、例えば、今回エアコンで申請した場合、キャンペーン期間中に別の冷蔵庫を家族の別の者が申請することは可能ですか？

A2. はい、可能です。「1人1台1回限り」とは、申請者1人につき、対象製品いずれか1台を1回のみ申請できるという意味です。

例えば、4人家族の場合、お父様がエアコン、お母様が冷蔵庫、お子様がLED照明器具…  
というように、それぞれが申請者となって1台ずつ、最大で合計4台の申請が可能です。  
ただし、一度申請した方（例：お父様）が、期間中に再度別の製品で申請することはできません。

Q3. 家族の複数人が申請する場合、全員が「うちエコ診断 WEB サービス」を受診する必要がありますか？

A3. 原則、申請者ご本人が「うちエコ診断 WEB サービス」を受診することを条件として  
います。そのため、ご家族で複数人が申請する場合も、それぞれご自身の操作で診断を  
完了させていただく必要があります。

Q4. 子供でも申請できますか？

A4. 申請者は購入時点で広島県内に住所を有する個人です。年齢に明確な下限はありませんが、申請手続きやポイントの受け取りをご自身で行うことが難しい場合は、保護者の方のサポートのもとで申請いただくことになります。なお、交付されるポイントは申請者本人に帰属しますので、ポイント受け取り用のキャッシュレス決済サービス等は申請者（お子様）名義のものである必要があります。

Q5. 支払いに使ったクレジットカードや、店舗のポイントカードの名義は、申請者本人と一致している必要がありますか？

A5. 必ずしも、一致している必要はありません。購入を証明するレシート等の情報が正しく確認できれば、お支払いをされた方と申請者が異なっても問題ありません。例えば、父親名義のクレジットカードで支払った製品について、母親が申請者となって申し込むことも可能です。